# 気高地域学校統合準備委員会の進捗状況について

資料 7









説明資料

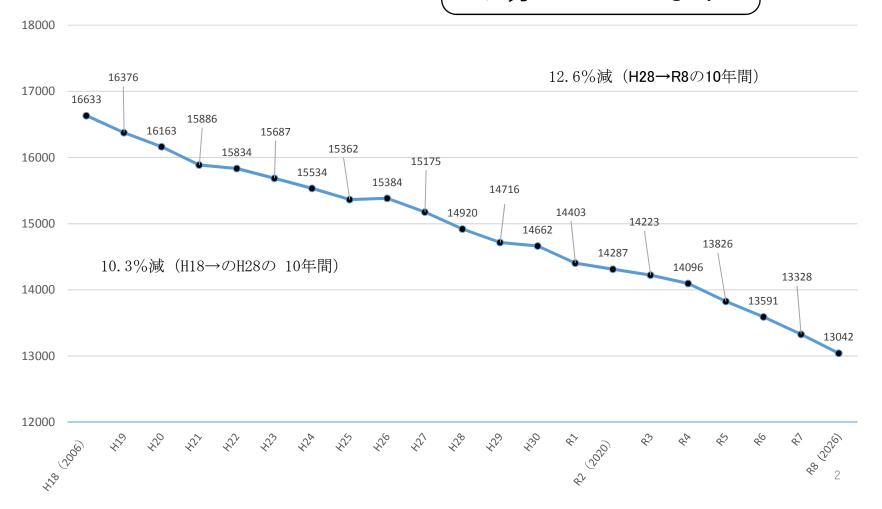
鳥取市教育委員会教育総務課校区審議室

## 本市の現状(児童生徒数の減少)

# 鳥取市の児童生徒数の変化



令和9年までは実数 が分かっています



### 本市の現状(校区審議会への諮問内容)

「鳥取市全域の市立小・中学校・義務教育学校の学校配置及び校区の設定について」

- (1) 早急に議論が必要な学校区のあり方について
- (2) 鳥取市全域の中長期的な学校区のあり方について



## **答申** 校区審議会

**諮問** 教育委員会

鳥取市立学校の配置及び校区の設定について(答申)

2年間、14回の審議(会長 鳥取大学 本名俊正名誉教授)

### 鳥取市立学校の適正規模・適正配置基本方針について

## 本案の基本的な考え方

- (1) 未来を担う子どもたちにとって平等で適切な教育環境の実現を最優先とします。
- (2) おおむね20年後の姿を想定し全ての校区で検討組織の立ち上げを促します。
- (3) 今後の学校のあり方については地域での責任 ある議論を重視します。
- (4)鳥取市を5つのブロックに分けています。 ブロック内の必要学校数は現時点での目安です。
- (5)本市における適正規模の基準(令和22(2040)年 を想定)を策定しています。

### -般的に言われている小規模校の強みと課題

### 強み

- ・きめ細やかな指導
- ・運動場、プール等施設の空間的ゆとり
- ・発表の機会、リーダーになる機会
- ・地域との心理的距離の近さ
- ・特色ある教育活動が行いやすい



学校の努力や 地域の創意工夫 の範囲を超える 場合に備えての 話し合いが必

安。

### 課題

#### ①1学級の人数が少ないことにより

- ・複式学級の設置が余儀なくされる
- ・班活動など学習形態の制約
- ・集団の中で自己主張したり自己抑制したりする経験を積みにくい

#### ②学級数や児童生徒数が少ないことにより

- ・クラス替えができない・クラブ活動、部活動の選択肢が少ない
- ・人間関係の固定化
- ・男女比の偏りが生じやすい
- ・進学時の急激な人数の変化・・登校班の編成が困難

#### ③先生の配置が少ないことにより

- ・経験年数や専門性の上でバランスの取れた職員配置がしにくい
- ・複数の教科や学校を掛け持ちする可能性が生まれる

5

### 答申を受けての基本方針 令和2年12月22日

### 気高中学校区の小学校のあり方についての基本方針 会

#### 鳥取市教育委員

- 1 逢坂小学校、宝木小学校、瑞穂小学校、浜村小学校の4校は、気高地域の中長期的な姿を見据え、1つの学校として新設統合する。
- 2 新設の時期、新設校の位置、教育理念、教育環境整備、学校名、校歌等については、関係する学校および地域の関係者で構成する会議を令和2年度内を目安に立ち上げ、検討する。教育委員会はその検討結果を尊重することとする。
- 3 上記組織においては、この地域での中長期的な児童生徒数の減少の状況を踏まえ、小中一貫型の学校の設置についても選択肢の一部として検討する。
- 4 上記組織はこの地域周辺の中長期的な児童生徒数の減少の状況を踏まえ、必要に応じて同一ブロック内の中学校区との情報交換及び協議も行う。

### 気高地域学校統合準備委員会の予定について

統合準備委員会(前期)立ち上げ

協議

教育委員会で学校の位置や学校種を決定

令和2年3月

【重要】

西2ブロックにも情報提供

令和3年度中

### 統合準備委員会(後期)立ち上げ

### 統合準備委員会(後期)

- 先進地視察
- 学校目標検討
- ・めざす子ども像協議
- 教育課程検討

### 設計

(新校舎建築の場合)

造成

校舎建設



## 基本方針3「小中一貫型の学校も選択肢の一部として検討する」について

小学校	【R2】			【R22】		
小子仪	児童数	学級数		全児童数	全学級数	学校数
宝木	71	5		380 ~ 570	18 <b>~</b> 24	1 ~ 3 (含義務教
瑞穂	47	5				
浜村	227					
逢坂	30	4				
青谷	181	8				
鹿野学園(前 期)	153	7				育学校)
計	709	40				

中学校	【R2】			【R22】	
中子仪	生徒数	学級数	全生徒数	全学級数	学校数
気高	184	6			1 ~
青谷	105	4	220		
鹿野学園(後 期)	76	3	<b>~</b> 290	9 ~ 12	3

### 基本方針3「小中一貫型の学校も選択肢の一部として検討する」について

# 小中一貫教育が取り組まれている背景

- ① 義務教育の目的・目標の創設
  - ○小学校・中学校の教職員が義務教育9年間の全体像を把握する。 系統性・連続性に配慮した教育を行う。
- ② 教育内容や学習活動の量的・質的充実
  - ○授業時間数の増加
  - ○小学校の外国語・外国語活動、理数教育 等
  - ○教科担任制への移行
- ③ 発達の早期化に関わる対応
  - ○小学校高学年段階における発達の早期化
- ④ いわゆる「中1ギャップ」への対応
  - ○小学校から中学校への段差の大きさに配慮して円滑な接続を行う
- ⑤ 社会性育成機能の強化の必要性
  - ○家庭・地域の社会性育成機能の低下

## 基本方針3「小中一貫型の学校も選択肢の一部として検討する」について

### 小中一貫教育校の制度化 H28.4~

	義務教育学校	小中一貫型 小学校・中学校(仮称)
修業年限	•9年 (転校の円滑化等のため前半6年と 後半3年の課程の区分は確保)	・小・中学校と同じ
教育課程	<ul><li>・9年間の教育目標の設定</li><li>・9年間の系統性を確保した教育課程の編成</li><li>・教育課程の特例</li></ul>	<ul><li>・9年間の教育目標の設定</li><li>・9年間の系統性を確保した教育課程の編成 (要件)</li><li>・教育課程の特例</li></ul>
組織	<ul> <li>・1人の校長</li> <li>・1つの教職員組織</li> <li>・教員は原則小・中免許を併有 ※当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中 学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進</li> </ul>	<ul> <li>学校毎に校長</li> <li>学校毎に教職員組織</li> <li>※一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施(要件)</li> <li>(例)・学校毎の総合調整を担うものをあらかじめ任命・学校運営協議会の合同設置・校長の併任等</li> <li>・教員は各学校種に対応した免許を保有</li> </ul>
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能	・施設の一体・分離を問わず設置可能
措置	•6月の学校教育法改正で措置	・今後、政省令改正で措置(10月、11月)

### 基本方針4「必要に応じて同一ブロック内の中学校区との 情報交換及び協議も行う」について

本市における少子化、学校小規模化への対応学校規模の適正化や適正配置、都市計画の観点。

	令和 2	令和14	令和22
気高中	184	153	101~145
青谷中	105	68	57~83
鹿野学園 (後期)	76	63	42~60

令和14年度生徒数は住民基本台帳より推計 令和22年度生徒数は減少率21%~45%として推計

### 基本方針4「必要に応じて同一ブロック内の中学校区との 情報交換及び協議も行う」について

## 小学校4校のみの統合とした場合

- ☆将来的に他エリアと中学校を統合すれば・・・
- ○小学校、中学校と出会う友達の広がりがある
- ○適正規模が確保できる
- ▲将来的の他のエリアを含めてもう一度校区再編の可能性
- ▲かなり遠方の中学校への登校
- ☆**他のエリアとの合意形成がなされなかった場合**、 中学校が小規模化、義務教育学校を再び検討する必要性

## 小中一貫型の学校とした場合

- ○小中一貫教育の効果が出やすい(前出①~⑤)
- ○中学校の小規模化の課題が一部解消
- ○将来学校種について再検討する必要性がない
- ○各地区の学校に小学生、中学生が通学
- ▲人間関係の固定化、同学年の人数が増えるわけではない
- ▲他のエリアの学校種も事実上決定してしまう